



CONTENTS

- 在職老齢年金の計算方法…………… 2
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます… 3
- 年金委員・健康保険委員の推薦をお願いいたします… 4
- 保険料の計算と納め方…………… 5
- 令和7年度健康セミナー開講のお知らせ…………… 6
- 「在宅介護教室」参加者募集…………… 7
- 優待利用契約施設の優待内容の変更について…………… 8



旧草軽電鉄北軽井沢駅舎（長野原町）

草軽電鉄の沿線で唯一現存する駅舎が北軽井沢駅。大正7（1918）年に地藏川駅として開業。草津軽便鉄道全線開通の翌年（1927年）に北軽井沢駅となった。廃線後の現在も群馬県の長野原町北軽井沢に建っている。

在職老齢年金の計算方法

働きながら年金を受けるとき

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。

計算に必要な額の算出

基本月額

加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額^{※1}

※1 特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

総報酬月額相当額

（その月の標準報酬月額^{※2}）＋（その月以前1年間の標準賞与額^{※2}の合計）÷12

※2 70歳以上の方は厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

計算式の確認と計算方法

基本月額 ＋ 総報酬月額相当額 = 51万円以下か？

はい
↓
全額支給

いいえ
↓

在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝
基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－51万円）÷2

注意

- 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。
- 老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合は、加給年金額を含めないで支給停止額の計算を行います。60歳から65歳になるまでは老齢厚生年金の全額が支給停止になる場合に、また65歳からは老齢厚生年金の報酬比例部分の全額が支給停止になる場合に加給年金額が支給停止されます。
- 老齢基礎年金、経過的加算額^{※3}および繰下げ加算額は全額支給となります。
- 70歳以上の方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料負担はありません。

※3 経過的加算額：65歳からの年金額が65歳前の年金額より低額にならないための加算額

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。
その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。このため、国民年金保険料を納付された方については、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が次の時期に送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

●控除証明書の送付時期

令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、その年初めて国民年金保険料を納付された方	令和8年2月上旬

※被保険者の代わりに納付義務者(配偶者・世帯主)等が納付された場合は、納付義務者等が社会保険料控除を受けられます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤル(下記のねんきん加入者ダイヤル)までお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 ナビダイヤル

※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525

受付時間

○月曜日～金曜日 午前8:30～午後7:00

○第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

- ・ナビダイヤル(0570から始まる番号)と「一般電話(03から始まる番号)」は、通話料がかかります(ナビダイヤルは通話料定額プラン対象外です)。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

職場における社会保険の身近な相談役

年金委員・健康保険委員の 推薦をお願いいたします

年金委員・健康保険委員とは

年金事業及び健康保険事業の推進を図るため、職場における年金事務所・協会けんぽと従業員のパイプ役として、事業の広報、身近な相談役などの役割をお願いしています。

年金委員・健康保険委員に委嘱されると

- ・年金委員は「厚生労働大臣」から、健康保険委員は「全国健康保険協会群馬支部長」から委嘱状が交付されます。
- ・委員向けの情報誌が発行されます。
- ・制度の改正などの情報が提供されます。

年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

年金委員・健康保険委員の活動内容などをご理解いただき、ぜひ年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします。

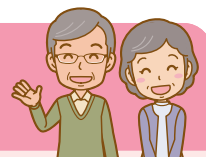
なお、すでに年金委員・健康保険委員の委嘱がされている事業所も、複数の委員の委嘱ができますので推薦をお願いします。

	推薦書の提出先	推薦書の用紙
年金委員	管轄の年金事務所	管轄の年金事務所に請求いただくか、日本年金機構のホームページからダウンロードしてください
健康保険委員	協会けんぽ群馬支部	協会けんぽに請求いただくか、協会けんぽ群馬支部のホームページからダウンロードしてください

※人事異動などで年金委員・健康保険委員を変更される場合は、「推薦書」及び「辞退届」の提出をお願いします。

11月は「ねんきん月間」

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！



日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

また、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し老後の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的に、11月30日は「年金の日」となっています。

保 険 料 の 計 算 と 納 め 方

保 険 料 の 計 算 方 法

毎月の健康保険と厚生年金保険の保険料は、各被保険者の標準報酬月額（給与を一定の幅で区分した報酬月額）×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半ずつ負担します。（40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険料に介護保険料が上乗せされます。また、事業主は、健康保険と厚生年金保険の保険料の他に「子ども・子育て拠出金」についても納付します。）

●健康保険料の計算方法（群馬県）

※健康保険の保険料率は地域の医療費を反映した都道府県単位の保険料率です。

令和7年3月分（4月納付分）～

介護保険に該当する被保険者
（40歳以上65歳未満の健康保険加入者）

標準報酬月額×11.36%〔保険料率〕

介護保険に該当しない被保険者

標準報酬月額×9.77%〔保険料率〕

●厚生年金保険料（一般）の計算方法

平成29年9月分（10月納付分）～

標準報酬月額（厚生年金保険）×
18.300%〔保険料率〕

●子ども・子育て拠出金の計算方法（全額事業主負担）

令和2年4月分（5月納付分）～

標準報酬月額（厚生年金保険）×
0.36%〔保険料率〕

保 険 料 が 変 わ る 時 期

●標準報酬月額の改定が行われたとき

- ・ 定時決定（毎年の算定基礎届にて決定）
- ・ 随時改定（報酬が大幅に変動したとき、月額変更届により決定）

●保険料率の改定が行われたとき

- ・ 健康保険料率は、毎年見直しが行われ、改定される場合があります。また、介護保険料率、子ども・子育て拠出金の保険料率についても見直される場合があります。

保 険 料 の 納 入 方 法

保険料については、毎月20日頃に前月分の保険料を計算した「保険料納入告知書」が事業主様あてに送付されます。納入告知書には、その月に納めるべき保険料額が記載されていますので、納付期限（その月の末日、末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに金融機関等において納入いただきます。

● 毎月の社会保険料額等の情報を取得できる「オンライン事業所年金情報サービス」を是非ご利用ください ●

厚生年金保険料等を口座振替で納付している事業主様あてに送付されます「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付が開始されました。

①G BizIDを取得	②e-Govのマイページにログインし、利用申込み	③データの受け取り
印鑑証明書と登録印鑑で押印した申請書をG BizID運用センターに郵送します。G BizIDの取得には、約2週間かかります。 ※すでにG BizIDをお持ちの方は、②へお進みください。 https://gbiz-id.go.jp/top/	G BizIDでe-Govのマイページにログインします。 マイページ内の「電子送達申込み」から「オンライン事業所年金情報サービス」の利用申込みの手続きをしてください。 https://shinsei.e-gov.go.jp/	各種情報・通知書の電子データをe-Govのマイページで受け取れます。 日本年金機構が送付したデータは、e-Govの「電子送達一覧」で確認できます。また、登録したメールアドレスに電子データが届いた旨のメールがe-Govから送付されます。

ご利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください

ご利用方法等は動画でも案内しておりますので、あわせてご覧ください。

▶ オンライン事業所年金情報サービス https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html





健康宣言事業所様限定！

無 料

令和7年度健康セミナー開講のお知らせ

「生き生き健康事業所宣言」にエントリーいただいた事業所様を対象に、**無料**で従業員様向けの健康セミナーを開講いたします。テーマは、食事・運動・たばこ・メンタルヘルス等、職場の課題に応じて柔軟に対応いたします。

健康セミナーはオンラインと対面の2形式

オンライン

運動・食事・睡眠など全14種類の幅広いセミナーをご用意いたしました。
VOD・DVD貸出での実施も承っておりますので、好きな時間に受講が可能です。

講師 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

対面型(訪問)

歯磨きのポイントや歯周病と全身疾患の関係など歯と健康に関するセミナーを歯科衛生士が講師となり行います。

講師 群馬県歯科衛生士会

メンタルヘルスの不調の予防から職場復帰まで、職場におけるメンタルヘルス対策について総合的な支援を行います。

講師 群馬産業保健総合支援センター

健康セミナー申し込み方法

群馬支部のホームページより、申し込み用紙をダウンロードしていただき、
FAXまたは郵送でお申し込みください！

詳細はこちら▶



お問い合わせは、企画総務グループ ☎027-896-5200 (音声案内4)

マイナ保険証※を
お持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

※マイナ保険証…マイナナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

令和7年12月2日より水色の健康保険証は使用することができなくなるため、マイナ保険証をお持ちでない方には、被保険者様の住所へ資格確認書をお送りいたします。医療機関等へ受診の際は、資格確認書を提示することで保険診療を受けることができます。

事業所様には7月～8月にかけて送付対象者一覧表をお送りしています。また、被保険者様の住所に送付した資格確認書が不着となった場合は、事業所様へお送りいたしますので、速やかな配布にご協力をお願いいたします。

資格確認書
送付時期

令和7年10月下旬
(群馬支部加入の方)

詳しくはホームページをご覧ください

協会けんぽ 資格確認書送付

検索



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬 検索

〒371-8516
前橋市古市町1-50-22
JOMOスクエア4階

☎ 027-896-5200(代表)

受付時間／8：30～17：15 (土日祝日・年末年始を除く)

LINEお友だち
登録募集中！

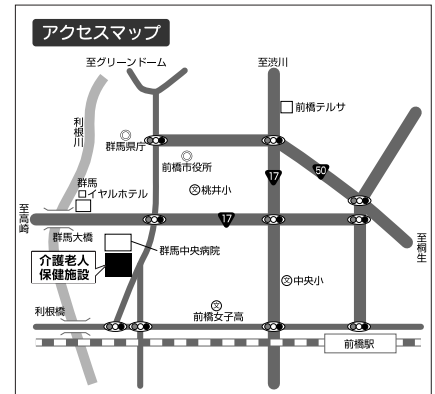


「在宅介護教室」参加者募集

家庭内で役立つ簡単な介護の知識と技術を専門講師がわかりやすく指導します。
(腰痛などを予防し、介護の負担を軽くするコツを教えます)



- 開催日時** 令和7年12月6日(土) 13:00~16:00
- 開催場所** 群馬中央病院附属介護老人保健施設
〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-13
- 講師** 理学療法士、管理栄養士、介護福祉士、看護師等
- 募集人員** 20名(先着順で受付します)
- 参加費** 無料
- 申込期間** 10月27日(月)~11月14日(金) 必着
- 申込方法** こちらのページ「在宅介護教室」参加者募集をコピーし、参加申込書にご記入のうえ群馬県社会保険協会あてFAX又は郵送でお申し込みください。
※申込書のみ切り取る必要はありません
- その他**
- お申込みは、各事業所2名以内とし、参加資格は、群馬県内の社会保険適用事業所(当協会会員事業所)の被保険及び被扶養者となります。
申込いただいた後、当協会より「参加受付について」をFAXいたします。また、定員に達した場合はご連絡いたします。
 - ホームヘルパーなどの資格取得を目的とした介護教室ではありません。
 - 開催場所ではマスク着用となります。



お問い合わせ先 一般財団法人群馬県社会保険協会 〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12
電話 027-224-9191 FAX 027-224-3131 (番号を確認の上送信をお願いします)

在宅介護教室参加申込書

一般財団法人群馬県社会保険協会長 様

(事業所所在地・名称)

所在地 〒 _____

名 称 _____

電話番号 (_____) FAX (_____)

参加代表者(氏名) _____ 当日の連絡先電話番号(携帯番号) _____

健康保険証の記号	番 号	参 加 者 氏 名	被保険者・被扶養者 (どちらかに○)
			被保険者 ・ 被扶養者
			被保険者 ・ 被扶養者

令和7年度社会保険協会費 ご納入ありがとうございました

日頃より、社会保険協会事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度は、令和7年度社会保険協会費をご納入いただき、重ねて御礼申し上げます。

ご納入いただきました協会費は、令和7年度の広報活動、社会保険に関する制度普及啓発、会員事業所皆様の健康増進と福利厚生事業の充実を図るために、大切に運用させていただきます。



会員事業所の皆様には、この「社会保険ぐんま10・11月号」に同封して以下をお送りします

- 参考図書「2025年(令和7年)年金制度改正のポイント」
- 11月に行われる制度説明会開催案内
- 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム「サンクスフェスティバル」パスポートのご案内

優待利用契約施設の優待内容の変更について

「令和7年度健康増進事業のご案内」最終ページに掲載した「⑦(一社)全国社会保険協会連合会の契約施設」の優待内容について、次のとおり変更がありましたのでお知らせいたします。

⑥クア・アンド・ホテルグループ(3施設)

変更前：直接施設にお問い合わせください

変更後：クア・アンド・ホテルグループ公式ホームページからの予約で、施設宿泊料金の8%の割引

なお、ホームページへのアクセスには、アカウント、アクセスキーが必要となります。アクセス希望の方は、当協会にお問い合わせください。

